

■共通場面「地域を育む」に関する現行計画の内容（概要）

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

<めざすべき姿>

多様な主体が協力し、全ての障がいのある人が安心して暮らせる地域を育んでいる

<課題>

- ・地域のつながりの希薄化に伴う、障がい者やその家族が孤立しやすい環境
（例）8050問題、親亡き後
- ・複合化・複雑化した課題に対応するための地域の支援体制が不十分
- ・障がい者の安全確保・差別の解消、障がい理解の促進、基盤整備や関係機関連携の不足 等

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（1）障がい者虐待の防止や差別の解消（「命と尊厳を守る」地域づくり）

- ・家族、施設職員、地域生活における虐待事案や差別事象をなくすため、障がい者の差別や虐待の防止、障がい者理解を促進
- ・旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方への支援 等

（2）関係機関による強固なネットワークの構築（「支援体制と課題解決力」の強化）

- ・ひきこもりや貧困、社会での孤立など社会的な課題を抱える障がい者やその家族を把握し、適切な支援につなげる体制の整備（地域生活支援拠点等）
- ・自立支援協議会を活用した、関係機関連携によるネットワーク機能の強化や個別支援の充実 等

（3）人材の確保と育成（「担い手」の強化）

- ・障がい者のニーズの高度化・多様化に対応するため、人材の「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つ視点によりアプローチ
- ・障がい者が支援者として障がい福祉サービス事業所で働くなど、障がい者が活躍できるよう、研修や資格取得等における合理的配慮の提供の促進 等

（4）障がい理解の促進と合理的配慮の浸透（「支え合う力」の強化）

- ・難病や発達障がいなど、外見からは分かりにくい障がいも含めた“障がい”“障がい者”の理解を深め、合理的配慮が提供される環境を整備
- ・行政や地域住民、障がい福祉サービス事業者のみならず、店舗や病院、学校、職場、公共交通機関等あらゆる主体に対し、障がい特性に応じた合理的配慮の提供を促進するとともに、合理的配慮の実践を呼びかけ 等

(5) ユニバーサルデザインの推進（「誰もが暮らしやすい」地域づくり）

- ・心のバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりの観点からの取組を通じた、ハード・ソフト両面からの快適な生活環境の整備
- ・先進技術の活用による意思疎通支援や情報保障の充実と、情報アクセシビリティの保障 等

(6) 大阪府全体の底上げ（支援の質の向上と支援を行き届かせる地域づくり）

- ・障がい者が必要なサービスを利用し、自立した生活を営み、社会参加できるよう、市町村や府関係部局間の連携を促進
- ・高次脳機能障がいや発達障がい、医療的ケアを要する重症心身障がい、難病など、専門性の高い分野や、強度行動障がいの状態を示す方等の支援の確保など、新たなニーズに対応した障がい福祉サービスの充実・確保 等

【関連する他計画等】

- ・大阪府地域福祉支援計画（令和 6 年度から令和 11 年度まで）
- ・大阪府介護・福祉人材確保戦略 2023（令和 5 年度から令和 9 年度）
- ・大阪府障がい者差別解消ガイドライン（令和 7 年 3 月改訂）
- ・大阪府ユニバーサルデザイン推進指針（平成 30 年 6 月策定）